

海面を利用する遊漁者のみなさんへ

～日向市沿岸域では一部の水産動植物の採捕が制限されています～

- 1 日向市沿岸域には共同漁業権が設定されています。共同漁業権の区域内で次の水産動植物を許可なく採捕すると、漁業法違反等により最大で100万円以下の罰金が科せられるおそれがあります。

【共同漁業権第8号の区域内で遊漁者が採捕できない水産動植物】

ばい（よだれみな）

【共同漁業権第9号の区域内で遊漁者が採捕できない水産動植物】

あわび、いがい（からすぐち）、かき、さざえ、とこぶし、ばい（よだれみな）、はまぐり（貝殻を含む）、いせえび、うに、かめのて、たこ、なまこ



- 2 共同漁業権の設定の有無にかかわらず、**あわび、なまこ、しらすうなぎ**を採捕すると、漁業法違反により3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金を科せられるおそれがあります。また、宮崎県の海面において次表の水産動植物を許可なく採捕すると、宮崎県漁業調整規則違反により6月以下の懲役又は10万円以下の罰金を科せられるおそれがあります。

【宮崎県漁業調整規則により海面での採捕が制限されている水産動植物】

うなぎ：全長 25 cm以下のもの	しんじゅがい：殻長 8 cm以下のもの
とこぶし：殻長 4 cm以下のもの	ぶり(もじゃこ)：全長 15 cm以下のもの
さざえ：殻高 5 cm以下のもの	はまぐり：殻長 6 cm以下のもの
ぼら：全長 10 cm以下のもの	はまぐり：殻長 6 cm超のもの ※7/1～9/30
かさご：全長 18 cm以下のもの	いせえび：体長 15 cm以下のもの
あゆ ※1/1～5/9	いせえび：体長 15 cm超のもの ※4/15～8/31
	てんぐさ ※9/1～翌年2月末日